

日中サービス支援型指定共同生活援助の指定（変更）に係る留意事項について

### 1 日中サービス支援型指定共同生活援助の指定（変更）の申請について

日中サービス支援型指定共同生活援助の指定を受ける場合及び共同生活援助の類型を日中サービス支援型指定共同生活援助へ変更する場合は、申請書類の提出期限が通常のものとなります。

これは、指定（変更）申請時に、「八王子市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）」に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会における評価を受ける必要があるためです。

### 2 指定（変更）申請書の提出スケジュールについて

指定（変更）申請から事業開始までのスケジュールは、以下の流れとなります。

**指定（変更）申請書の提出 ⇒ 協議会での説明 ⇒ 指定（変更）決定 ⇒ 事業開始**

※協議会は、開催予定日が決まっているため、それに合わせたスケジュールとなります。

今後の協議会開催予定は以下のとおりです。日中サービス支援型共同生活援助の事業開始をご検討の際は、お早めに障害者福祉課事業者指定担当へご相談ください。

### 3 令和7年度（2025年度）のスケジュールについて

| 指定及び変更年月日        | 書類提出期限     | 協議会開催日（予定）    |
|------------------|------------|---------------|
| 令和7年（2025年）10月1日 | 8月12日（火）まで | 第2回 9月 3日（水）  |
| 令和7年（2025年）11月1日 | 8月12日（火）まで | 第2回 9月 3日（水）  |
| 令和7年（2025年）12月1日 | 8月12日（火）まで | 第2回 9月 3日（水）  |
| 令和8年（2026年）1月1日  | 11月7日（金）まで | 第3回 12月11日（木） |
| 令和8年（2026年）2月1日  | 11月7日（金）まで | 第3回 12月11日（木） |
| 令和8年（2026年）3月1日  | 11月7日（金）まで | 第3回 12月11日（木） |
| 令和8年（2026年）4月1日  | 2月6日（金）まで  | 第4回 3月 9日（月）  |
| 令和8年（2026年）5月1日  | 2月6日（金）まで  | 第4回 3月 9日（月）  |

### 4 提出書類について

通常の指定（変更）申請書類に加え、運営方針や活動内容等を記した書類（別途様式）を合わせて提出してください。

### 5 協議会での説明について

原則、提出していただいた書類を基に、協議会に出席して説明していただきます。そのため、書類提出期限は厳守いただき、また、事前に担当への相談及び事業内容の説明をいただく必要がありますので、早期のご相談をお願いいたします。

## 6 協議会での意見等について

協議会で出された意見、要望、助言、評価等については、後日お渡しいたしますので、それらに沿った事業運営をお願いいたします。

## 7 定期的な報告について

国の解釈通知では、「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、少なくとも年1回以上協議会に実施状況等を報告し、評価を受ける」こととされています。

これにより、本市では、当該年度の第3回協議会で実施状況を報告する予定です。

つきましては、市が指定する期日（対象施設には別途連絡します）までに、実施状況を別途様式により提出していただくこととします。

協議会では、原則、事前に提出していただいた書類を基に直接報告いただきます。事前に担当へ説明していただく必要もありますので、書類提出期限は厳守してください。

協議会で出された意見、要望、助言、評価等については、後日お渡しいたしますので、それらに沿った事業運営をお願いいたします。

**(参考)**

**八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）**

（地域との連携等）

**第245条**

- 6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抜粋）**

**第十五 共同生活援助**

- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

（3）運営に関する基準

- ④ 協議の場の設置等（基準第213条の10）日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第89条の3第1項に規定する協議会・・・(略)・・・に対し、定期的に（少なくとも年に1回以上とする。）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。

なお、都道府県知事（八王子市長）が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、・・・(略)・・・日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事（八王子市長）に提出するものとする。

また、当該協議会等における報告等の記録は、・・・(略)・・・5年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする。